

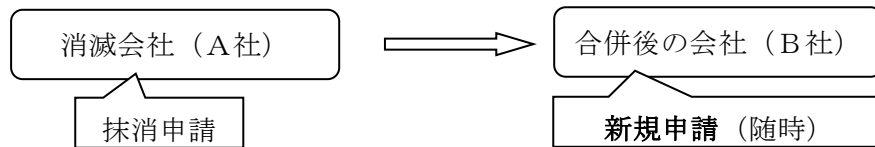
企業合併、分割、営業譲渡の場合（埼玉県に登録）

合併、分割又は営業譲渡により事業を承継した場合、申請者からの申請に基づき、承継時の財務関係書類等による格付を行います。

1 企業合併の場合

消滅会社（下図のA社）について抹消申請後、合併後の会社（下図のB社）の新規申請をしてください。

合併前にB社が名簿に登録済みだった場合も新規申請をしてください。



2 企業分割・営業譲渡した場合

事業を分割した承継元会社（下図のA社）について変更申請又は抹消申請後、事業を承継した会社（下図のB社）は、新規申請をしてください。

事業を分割前にB社が名簿に登録済みだった場合も新規申請をしてください。

